

年 度	令和 7年度				下水道維持 事業		課 長	係 長	精 算 者	設 計 者
委 託 番 号 設 計 月 日	第 号					令和 年 月 日 設計				
起 工 理 由	本業務委託は、下水道施設敷地内の植木の剪定・伐採業務を委託するものであり、施設の美観を維持するとともに周辺環境美化に寄与させようとするものである。									
位 置	明石市大久保町八木742 大久保浄化センター ほか					施 工 方 法 及 期 間	直 営 請 負			
事 業 名	大久保浄化センター維持事業 ほか						契約締結日の翌日から			
委 託 名	下水道施設植木管理業務委託						令和 8年 3月 31日 まで			
委 託 の 概 要	1) 4浄化センター、3ポンプ場ほかについて、植木の剪定、除草、伐採作業及び、発生材の運搬処分一式。									
委託費	当初設計		当初請負額		摘 要	全額 完了払い				
	変更設計額		変更請負額							
	増 減		増 減							

下水道事業

下水道施設植木管理業務委託

特記仕様書

令和7年度

明石市上下水道局下水道室下水道施設課

第 1 章 一般事項

1. 概 要

本特記仕様書は、「明石市上下水道局業務委託契約約款」第 1 条及び、「維持管理業務委託
共通仕様書」第 2 節に規定する設計図書であり、下記の業務委託に適用する。

(1) 業務委託名

下水道施設植木管理業務委託

(2) 業務施設名及び所在地

- ・朝霧浄化センター（会議棟周辺他を含む）

明石市朝霧南町 1 丁目 2 1 9

- ・朝霧ポンプ場

明石市大蔵八幡町 4 - 4 4

- ・船上浄化センター

明石市船上町 1-5

- ・林ポンプ場

明石市林 3 - 1 8

- ・大久保浄化センター（せせらぎ公園他・市民開放施設・請池、長池法面他を含む）

明石市大久保町八木 7 4 2

- ・二見浄化センター

明石市二見町南二見 3

- ・西岡ポンプ場

明石市魚住町西岡 1 4 7 4 - 1

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで。

(4) 業務時間

原則として平日の 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 とする。

2. 目 的

本業務は、下水道施設敷地内にある樹木の剪定を行い、下水道施設の環境の整備を図るこ
とを目的とする。

第 2 章 植木管理業務

1. 業務内容

- (1) 4 浄化センター、3 ポンプ場の施設内にある樹木の剪定。

- (2) 大久保浄化センター地先に位置する長池、請池のり面の低木の剪定

- (3) 数量は、仕様書(植木リスト)のとおり。

- (4) 対象樹木については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

- (5) 各施設から発生した、廃棄物の集積搬出処分。

- (6) 剪定業務における数量に多少の増減がある場合でも設計変更の対象としない。これに
よらない場合は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

- (7) 高所作業車が必要な場合は、受託者の費用負担にて対応する。

2. 業務完了報告書

- (1) 業務完了報告書の提出は、業務対象の各浄化センター分（朝霧ポンプ場は朝霧浄化センターに、林ポンプ場は船上浄化センターに、西岡ポンプ場は二見浄化センターを含む）を1部と、全浄化センター分（同様にポンプ場を含む）の1冊綴じを1部提出すること。
- (2) 今回業務対象樹木名称を確認して指定様式に記載すること。
- (3) 業務完了報告書には、各現場における作業前、作業中、作業後の作業写真を添付して提出すること。

3. 安全の確保

- (1) 受託者は作業の実施にあたっては、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、通行者などに危険がないよう、十分な安全対策を講じるものとする。
- (2) 本業務は、特殊性の高いことを念頭におき常に安全面に配慮し事故の発生を防止すること。
- (3) 必要に応じて法の定めによる「道路使用許可」を受けること。

4. その他

- (1) 業務遂行に際しては、1級造園施工管理、もしくは2級造園管理の資格を有しているものが常駐することとする。
- (2) 委託業務に要する電気、水道等の使用料は、委託者が負担する。
- (3) 委託業務に要する軽微な消耗品及び剪定枝等の廃棄処分にかかる費用は、受託者が負担する。
- (4) 剪定や除草により発生した草木の清掃及び廃棄処理は、受託者の責において当日中に行うものとする。
- (5) 本仕様書に定めるものの他、疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- (6) 朝霧ポンプ場の植木の剪定は、3月に入ってから実施すること。
- (7) 大久保浄化センターせせらぎ公園の植木の剪定は出来るだけ早く実施することとする。
- (8) 林ポンプ場においては、別途委託者で伐採を実施するため、発生した樹木(約 0.5 トン)の処分を受託者で実施することとする。
- (9) 西岡ポンプ場のキョウチクトウ(H<3m)抜根に関しては、伐採も併せて受託者で実施することとする。
- (10) その他、本特記仕様書で定めのない事項については、委託者・受託者双方が協議の上決定するものとする。

明石市廃棄物処理事業

下水道事業

水道事業

維持管理業務委託

共通仕様書

令和4年1月1日

目 次

- 第1節（適用範囲）
- 第2節（設計図書）
- 第3節（業務の範囲）
- 第4節（業務の履行）
- 第5節（従事者の確保等）
- 第6節（緊急時の体制）
- 第7節（施設内業務の時間制限）
- 第8節（業務総括責任者の職務）
- 第9節（副総括の職務）
- 第10節（資格者の確保）
- 第11節（提出書類）
- 第12節（契約の変更）
- 第13節（契約不適合責任）
- 第14節（第三者に及ぼした損害）
- 第15節（委託者の負担）
- 第16節（従業員の服務規律）
- 第17節（来場手段の制限）
- 第18節（火災の防止）
- 第19節（盗難の防止）
- 第20節（清掃・整頓）
- 第21節（環境保全）
- 第22節（建物内禁煙）
- 第23節（業務委託対象物の軽微な変更）
- 第24節（異議申立）

様式集

- 様式－1 着手届
- 様式－2 完了届
- 様式－3 使用願書
- 様式－4 借用願書
- 様式－5 返却届書
- 様式－6 質疑書

第1節（適用範囲）

- 1 本仕様書は維持管理業務委託（以下「委託」という。）の適正を期するため、必要な事項を定めるものであり、「明石市業務委託契約約款」第1条に定める設計図書である。

第2節（設計図書）

- 1 契約約款第1条に規定する設計図書は、概ね下記の図書とする。
 - （1） 委託費内訳書
 - （2） 特記仕様書（要求水準書含む）
 - （3） 図面
 - （4） 維持管理業務委託共通仕様書
- 2 図書間で相違がある場合は下記の順に優先する。
 - （1） 委託費内訳書
 - （2） 特記仕様書（要求水準書含む）
 - （3） 図面
 - （4） 維持管理業務委託共通仕様書
- 3 設計図書で疑義が生じた場合は、『質疑書（様式－6）』にて委託者に質疑し確認を得ること。
その際は、質疑書及び回答書を最優先とし、且つ質疑、回答書に相違がある場合は最新の日付のものを優先とする。
- 4 設計図書に明示されていない事項について必要がある場合には、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

第3節（業務の範囲）

- 1 本業務の委託範囲及び内容は、設計図書に掲げる範囲とする。また、設計図書に記載のない業務であっても、本業務委託を履行する上で必要な業務は本業務の範囲とする。

第4節（業務の履行）

- 1 受託者は、処理施設（以下「施設」という。）の機能を常に十分に発揮できるように、設計図書に基づき、能率的、経済的かつ安全に業務を履行すること。
- 2 受託者は、本業務に関してその一部を第三者に下請負しようとするときは、予め、文書で再委託承諾申請書を提出し、委託者の承諾を得なければならない。

第5節（従事者の確保等）

- 1 受託者は、業務の公共的使命が重大であることを念頭に置き、いかなる場合に

においても設計図書で求められた業務を適切に遂行するために、業務に支障をきたすことのないよう努めなければならない。

- 2 受託者は、従事者を定め、文書で委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、従事者を変更しようとするときは、予め、文書で変更届出書を提出し、委託者の承諾を得なければならない。
- 4 委託者は、業務の履行に著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対してその理由を明示し、改善を求めることができる。
- 5 受託者は、本節第4項による委託者の要求を受けたときは、適切な措置をとり、文書で結果を委託者に通知しなければならない。

第6節（緊急時の体制）

- 1 受託者は、災害、重大事故、苦情等の緊急事態に備え、業務遂行できる体制を確立しておかなければならない。
- 2 緊急事態が発生した場合は、予め、定めた緊急時連絡体制表に従い、直ちに従事者を所定の場所に配備しなければならない。ただし、委託者が緊急事態の状況を勘案し、緊急配備体制の変更を求めた場合は、柔軟に対応しなければならない。
- 3 受託者は、相当規模の災害等の発生により、従事者の非常招集に時間を要する場合は、委託者に状況を報告するとともに、受託者の判断により適切な対応をとることとする。
- 4 委託者は、業務の履行に必要であると判断した場合は、受託者に対して臨機の対応を取ることを求める事ができる。
- 5 受託者は、本節に該当する対応を行った場合は、経緯、経過、対応内容等を記載した報告書を遅滞なく、委託者に提出すること。

第7節（施設内業務の時間制限）

- 1 受託者は、委託者の所有する施設または敷地内（以下、施設という）で業務を行う場合は、別途定める特記仕様書の業務日及び業務時間内で作業を行うこと。
- 2 受託者は、施設内で指定された業務を行う場合は、委託者が指定する時間内に完了できる体制を確保すること。
- 3 本節第1項に関わらず、受託者が業務内容を完了した場合には、委託者の承諾を得て、事前に退所することができる。
- 4 本節第1項に関わらず、委託者が作業の必要があると認めた場合は、受託者は指定された期日以内にこの作業を行わなければならない。
- 5 受託者は、委託者の許可なく、指定する業務時間を逸脱して、施設内に侵入してはならない。

第8節（業務総括責任者の職務）

- 1 業務総括責任者は、契約約款第2条の業務責任者を意味する。
- 2 業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 現場の最高責任者として、従事者の指揮、監督を行うこと。
 - (2) 契約書、仕様書、その他関係書類により、業務の目的、内容等を十分理解し、効果的かつ経済的な運転に努めること。
 - (3) 日常の業務執行状況を委託者に報告するとともに、必要があれば協議を行うこと。
 - (4) 従事者を教育し、技術の向上、事故の防止に努めること。また、自らも常に技術の向上を図ること。

第9節（副総括の職務）

- 1 副総括の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 総括責任者を補佐し代行を行うこと。
 - (2) 高度な技術を有し、個別業務の責任者としての的確な判断を行うこと。

第10節（資格者の確保）

- 1 受託者は、業務履行にあたり設計図書に定められる資格者を従事者の中で確保しなければならない。またその資格の保有を明らかにするため、資格証明書類（写）を委託者に提出しなければならない。
- 2 設計図書に定めのない資格であっても、業務上必要な資格は、その資格を保有し、委託者に提示を求められた時は、資格証明書類（写）を委託者に提出しなければならない。

第11節（提出書類）

- 1 契約約款で指定する提出書類のほかに提出する書類
 - (1) 契約提出書類（各1部）
 - ア 着手届 様式－1
 - イ 工程表（委託期間）
 - ウ 業務責任者届出書、経歴書
 - エ 事業許可証 業務履行に際して必要な事業許可（写）
 - (2) 業務着手時承諾書類（各3部 正・副・返却用）
返却が不要な場合は2部とする。
 - ア 業務計画書
 - (ア) 業務概要及び業務範囲
 - (イ) 最終成果の詳細事項

- (ウ) 詳細工程表 (月間・日・時間作業工程)
- (エ) 業務組織表及び業務分担組織表 (緊急時連絡体制表を含む)
- (オ) 従事者名簿
名前・生年月日・経歴・所属・血液型
顔写真
(委託者が提出を指定した場合最近6ヶ月以内に上半身を撮影したもの)
また、委託者が認める場合は、従事者名簿を現場組織表として良い。

- (カ) 資格者証明書類 (写)
- (キ) 安全衛生計画及び安全管理計画
- (ク) 業務管理計画及び業務報告書 (案)

- イ 使用願書 様式-3
- ウ 借用願書 様式-4
- エ 質疑書 様式-6

(3) 完了時提出書類

- ア 完了届書 様式-2
- イ 返却届書 様式-5
- ウ 業務完了報告書 (2部)

- 2 上記計画書提出書類に変更が生じた時は、直ちに変更届を提出し、委託者の承諾を得なければならない。

第12節 (契約の変更)

- 1 受託者は、業務範囲の変更に伴う契約の変更が生じた場合は、変更事由を委託者と受託者が協議の上、委託者の指定する業務報告書を作成し、速やかに契約変更手続きを行うものとする。

第13節 (契約不適合責任)

- 1 委託者は、引き渡された業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。) であるときは、受託者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。
- 2 委託者は、引き渡された業務の目的物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

第 1 4 節（第三者に及ぼした損害）

- 1 受託者は、業務の履行にあたり、第三者に損害を及ぼした場合は、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責に帰すべき損害は、委託者が賠償を負担する。

第 1 5 節（委託者の負担）

- 1 業務に必要な水道、ガス、電気は委託者が負担する。ただし、使用に際しては、無駄の無いよう、受託者が適正な管理を行う。使用が不適正な場合は、委託者は文書をもって使用停止を求める事ができる。
- 2 受託者は、委託者の責に帰する事由により、契約以外の業務が追加になった場合は、委託者に追加業務の請求を行う事ができる。
ただし、その請求金額は、委託者の積算基礎額を勘案し、委託者の指定する支払い基準による請求とする。
しかし、その事由が受託者の瑕疵である場合は、請求出来ないこととする。

第 1 6 節（従事者の服務規律）

- 1 受託者は、従事者の氏名・所属を明示した、安全かつ清潔で統一した服装をさせる事。
- 2 本業務は公共事業であることを念頭に置き、業務に携わらなければならない。
- 3 受託者は、従事者に、委託者の許可なく、委託者の所有する一切のものを、施設外に持ち出したりは、業務に関係の無い、物品を施設内に持ち込ませてはならない。

第 1 7 節（来場手段の制限）

- 1 委託者は、社会情勢の変化に伴い、受託者に対し、来場手段の制限をかけることがある。
受託者は制限に対し、趣旨を理解の上、委託者の指示に従わなければならない。

第 1 8 節（火災の防止）

- 1 受託者は、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

第 1 9 節（盗難の防止）

- 1 受託者は、現場における、設備機器、備品工具等の盗難、及び、不法侵入者の防止に努めなければならない。

第 2 0 節（清掃・整頓）

- 1 受託者は、業務場所を適宜清掃するとともに、不要な物品等は整理・整頓し、清潔に努めなければならない。

第2 1 節（環境保全）

- 1 受託者は、明石市の進める環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源、廃棄物の減量・リサイクルの推進等により、環境負荷の低減を図ること。

第2 2 節（建物内禁煙）

- 1 受託者は、健康増進法の趣旨を理解し、時代の変化に柔軟に対応し、喫煙については、委託者に準じて対応すること。

第2 3 節（業務委託対象物の軽微な変更）

- 1 業務委託期間中に業務委託対象物が、受託者の責に帰さない事象により、故障や工事（修繕・改築工事）などにより、業務委託対象物の軽微な変更や一時的休止になった場合は、設計変更対象としない。
- 2 委託者は、前項に伴う業務の増減を、その他の類似業務の追加または軽減（代替作業）を行う場合がある。内容については、委託者と受託者が協議するものとする。

第2 4 節（異議申立）

- 1 委託者は、受託者の業務履行状況に意義がある場合は、異議申立書により通知し、14日以内に改善の見込みが無い場合は、契約約款に定める契約解除を行うこととする。
- 2 受託者は、前項の委託者により提出された異議申立書または、設計図書に定めのない事項で異議がある場合は、委託者に対し、異議申立書を提出し、14日以内に委託者と受託者が協議を行なうこととする。

植木リスト

朝霧浄化センター

幹周り (cm)	常緑広葉樹 (基本剪定)	落葉広葉樹 (基本剪定)	針葉樹 (基本剪定)	カイツカイブキ (基本剪定)	常緑広葉樹 (軽剪定)	落葉広葉樹 (軽剪定)	伐採	低木剪定等
C=30未満	2						2	生垣 (H1. 5mW18m)
C=30以上60未満	2							
C=60以上90未満	1							
C=90以上120未満							3	
C=120以上150未満	1							

船上浄化センター

幹周り (cm)	常緑広葉樹 (基本剪定)	落葉広葉樹 (基本剪定)	針葉樹 (基本剪定)	カイツカイブキ (基本剪定)	常緑広葉樹 (軽剪定)	落葉広葉樹 (軽剪定)	伐採	低木剪定等
C=30未満							2	生垣 (H1. 5mW52m)
C=30以上60未満	6			17			2	
C=60以上90未満				28				
C=90以上120未満								
C=120以上150未満								

大久保浄化センター

幹周り (cm)	常緑広葉樹 (基本剪定)	落葉広葉樹 (基本剪定)	針葉樹 (基本剪定)	カイツカイブキ (基本剪定)	常緑広葉樹 (軽剪定)	落葉広葉樹 (軽剪定)	伐採	低木剪定等
C=30未満	1	1						寄植え1300m ² 人力除草650m ² 機械除草650m ²
C=30以上60未満	6	16						
C=60以上90未満	5	11						
C=90以上120未満	7	10						
C=120以上150未満	2							

二見浄化センター

幹周り (cm)	常緑広葉樹 (基本剪定)	落葉広葉樹 (基本剪定)	針葉樹 (基本剪定)	カイツカイブキ (基本剪定)	常緑広葉樹 (軽剪定)	落葉広葉樹 (軽剪定)	伐採	低木剪定等
C=30未満							3	
C=30以上60未満					24		3	
C=60以上90未満		11			46			
C=90以上120未満		6			2			
C=120以上150未満			1					

朝霧ポンプ場

幹周り (cm)	常緑広葉樹 (基本剪定)	落葉広葉樹 (基本剪定)	針葉樹 (基本剪定)	カイツカイブキ (基本剪定)	常緑広葉樹 (軽剪定)	落葉広葉樹 (軽剪定)	伐採	低木剪定等
C=30未満							1	
C=30以上60未満				51				
C=60以上90未満								
C=90以上120未満								
C=120以上150未満								

林ポンプ場

幹周り (cm)	常緑広葉樹 (基本剪定)	落葉広葉樹 (基本剪定)	針葉樹 (基本剪定)	カイツカイブキ (基本剪定)	常緑広葉樹 (軽剪定)	落葉広葉樹 (軽剪定)	伐採	低木剪定等
C=30未満							4	
C=30以上60未満	1						2	
C=60以上90未満								
C=90以上120未満	1							
C=120以上150未満								

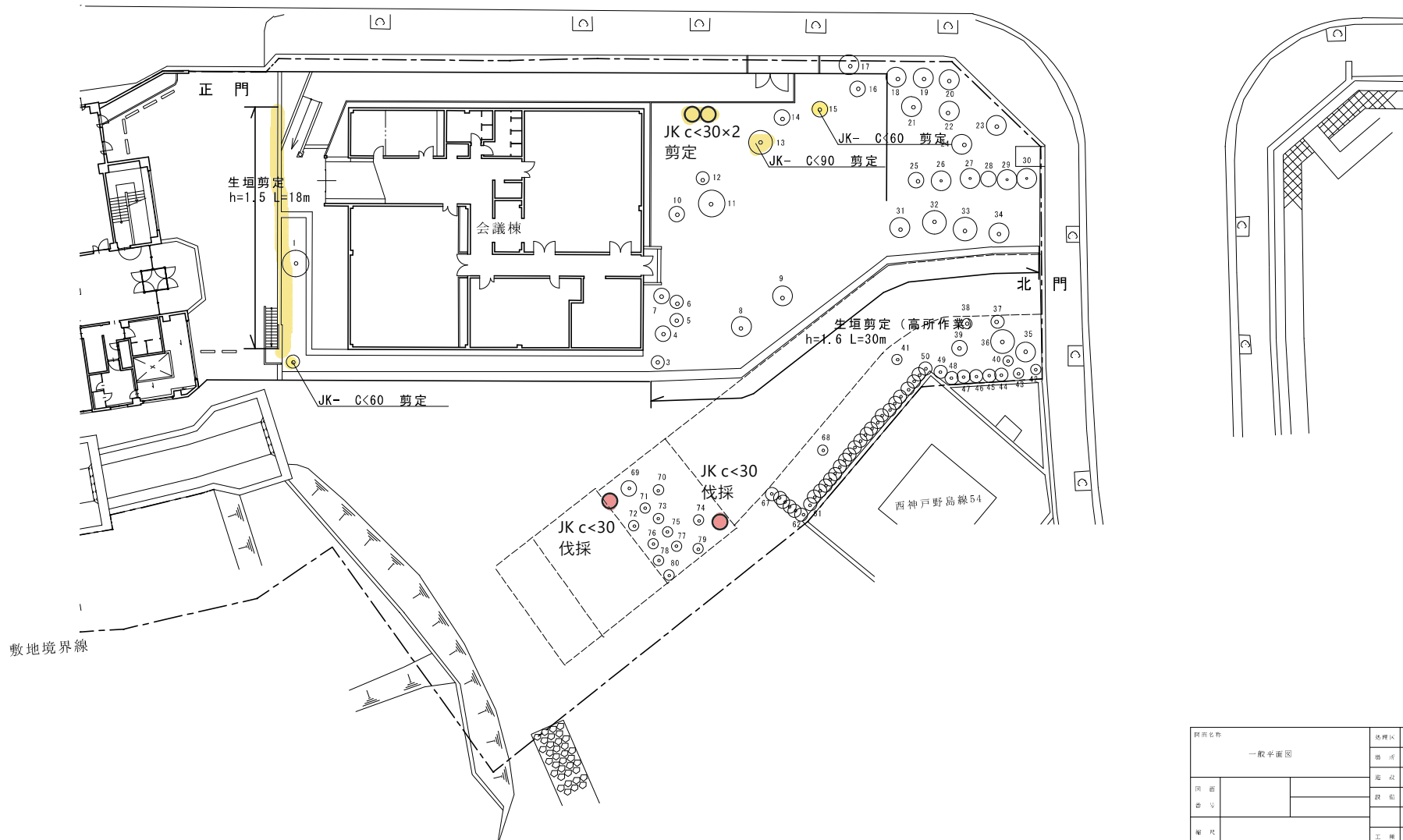
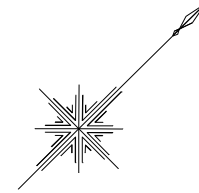
西岡ポンプ場

幹周り (cm)	常緑広葉樹 (基本剪定)	落葉広葉樹 (基本剪定)	針葉樹 (基本剪定)	カイツカイブキ (基本剪定)	常緑広葉樹 (軽剪定)	落葉広葉樹 (軽剪定)	伐採	低木剪定等
C=30未満								キョウチクトウ (H<3m) 伐採、抜根 × 2
C=30以上60未満	1							
C=60以上90未満	2							
C=90以上120未満	2							
C=120以上150未満								
C=150以上180未満	1							

合計

幹周り (cm)	常緑広葉樹 (基本剪定)	落葉広葉樹 (基本剪定)	針葉樹 (基本剪定)	カイツカイブキ (基本剪定)	常緑広葉樹 (軽剪定)	落葉広葉樹 (軽剪定)	伐採	低木剪定等
C=30未満	3	1					12	生垣 H1. 5mW70m 寄植え1300m ² 人力除草 650m ² 機械除草 650m ² キョウチクトウ × 2
C=30以上60未満	16	16		68	24		7	
C=60以上90未満	8	22		28	46			
C=90以上120未満	10	16			2		3	
C=120以上150未満	3		1					
C=150以上180未満	1							

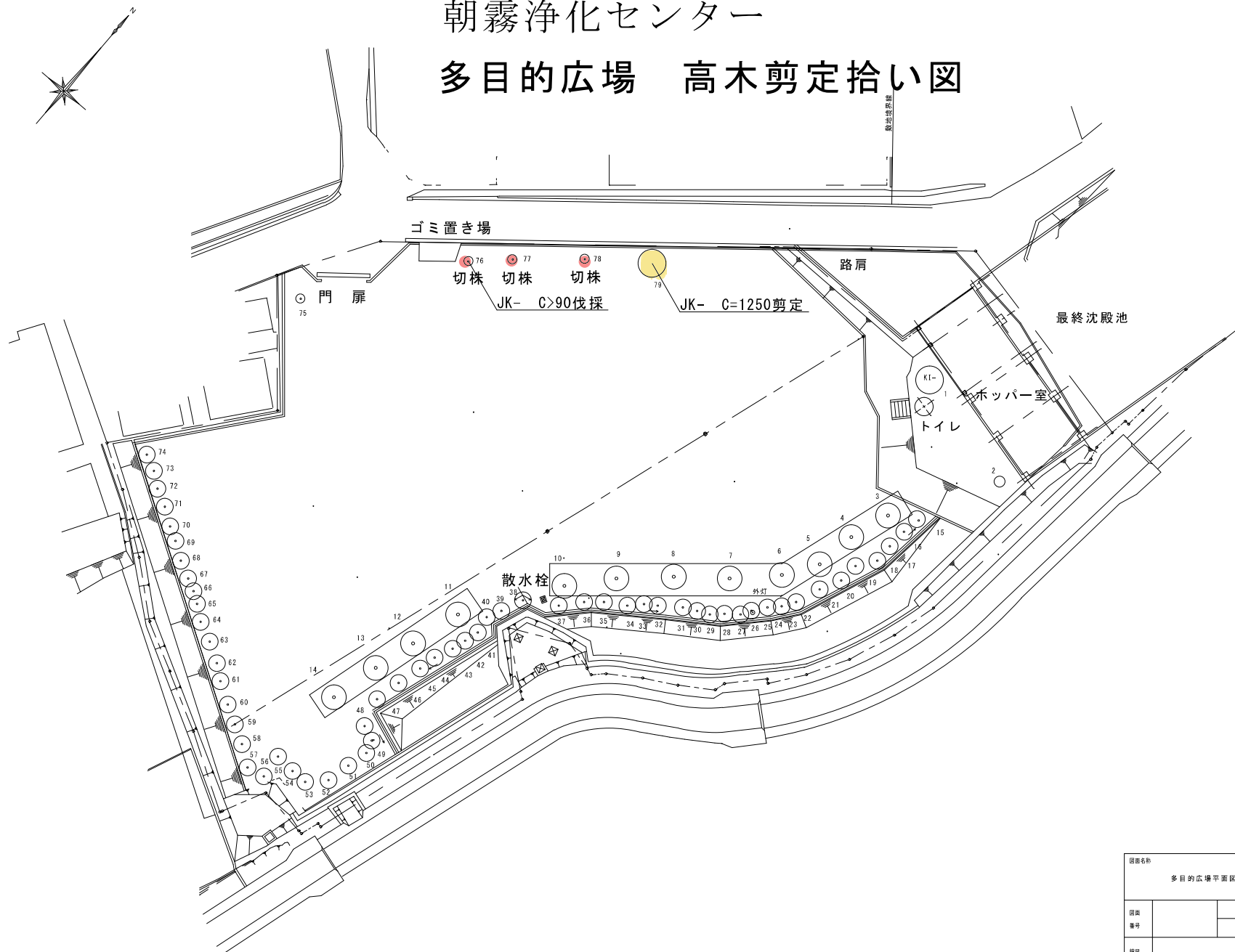
朝霧浄化センター 朝霧会議棟 高木剪定拾い図



図面名称		処理区	朝霧処理区
一般平面図		施設	朝霧浄化センター
図 番 号		施設	共通
		設備	
縮尺		工種	土木
朝霧市公共下水道施設図面		原図寄附	下水道部 TEL 019-912-1111

朝霧浄化センター

多目的広場 高木剪定拾い図

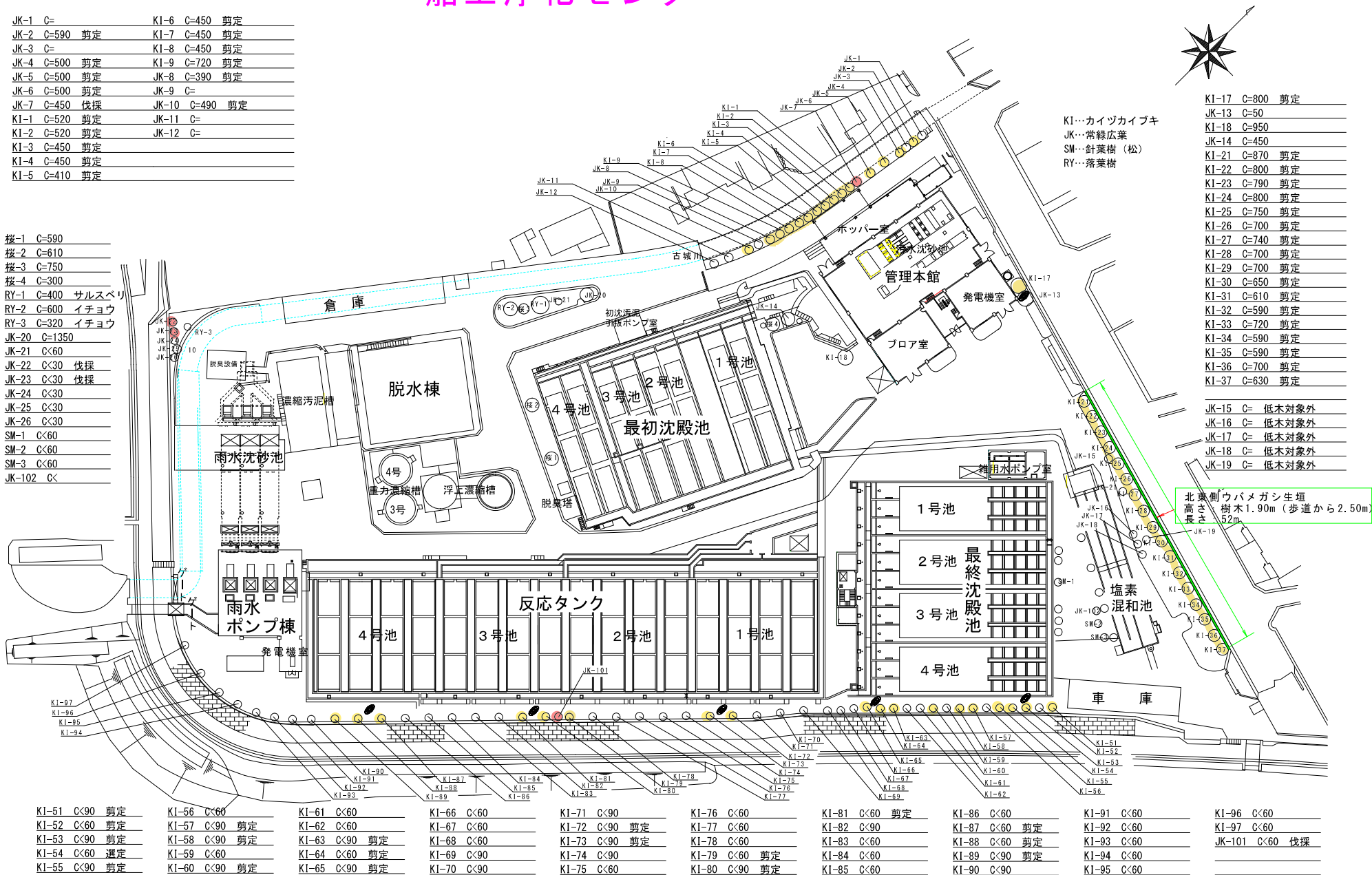


図面名称		図面番号	図面名称
多目的広場平面図		場 所	朝霧浄化センター
図面 番号		種 別	
		設 計	
設計 者		工 程	土木
		図面管理	
 朝石市公共下水道		施設図面	下水処理部
		1/50 5/24-104-001	

船上浄化センター

JK-1 C=	KI-6 C=450 剪定
JK-2 C=590 剪定	KI-7 C=450 剪定
JK-3 C=	KI-8 C=450 剪定
JK-4 C=500 剪定	KI-9 C=720 剪定
JK-5 C=500 剪定	JK-8 C=390 剪定
JK-6 C=500 剪定	JK-9 C=
JK-7 C=450 伐採	JK-10 C=490 剪定
KI-1 C=520 剪定	JK-11 C=
KI-2 C=520 剪定	JK-12 C=
KI-3 C=450 剪定	
KI-4 C=450 剪定	
KI-5 C=410 剪定	

接-1 C=590
接-2 C=610
接-3 C=750
接-4 C=300
RY-1 C=400 サルスベリ
RY-2 C=600 イチョウ
RY-3 C=320 イチョウ
JK-20 C=1350
JK-21 C<60
JK-22 C<30 伐採
JK-23 C<30 伐採
JK-24 C<30
JK-25 C<30
JK-26 C<30
SM-1 C<60
SM-2 C<60
SM-3 C<60
JK-102 C<



KI...カイヅカイブキ
JK...常緑広葉
SM...針葉樹(松)
RY...落葉樹

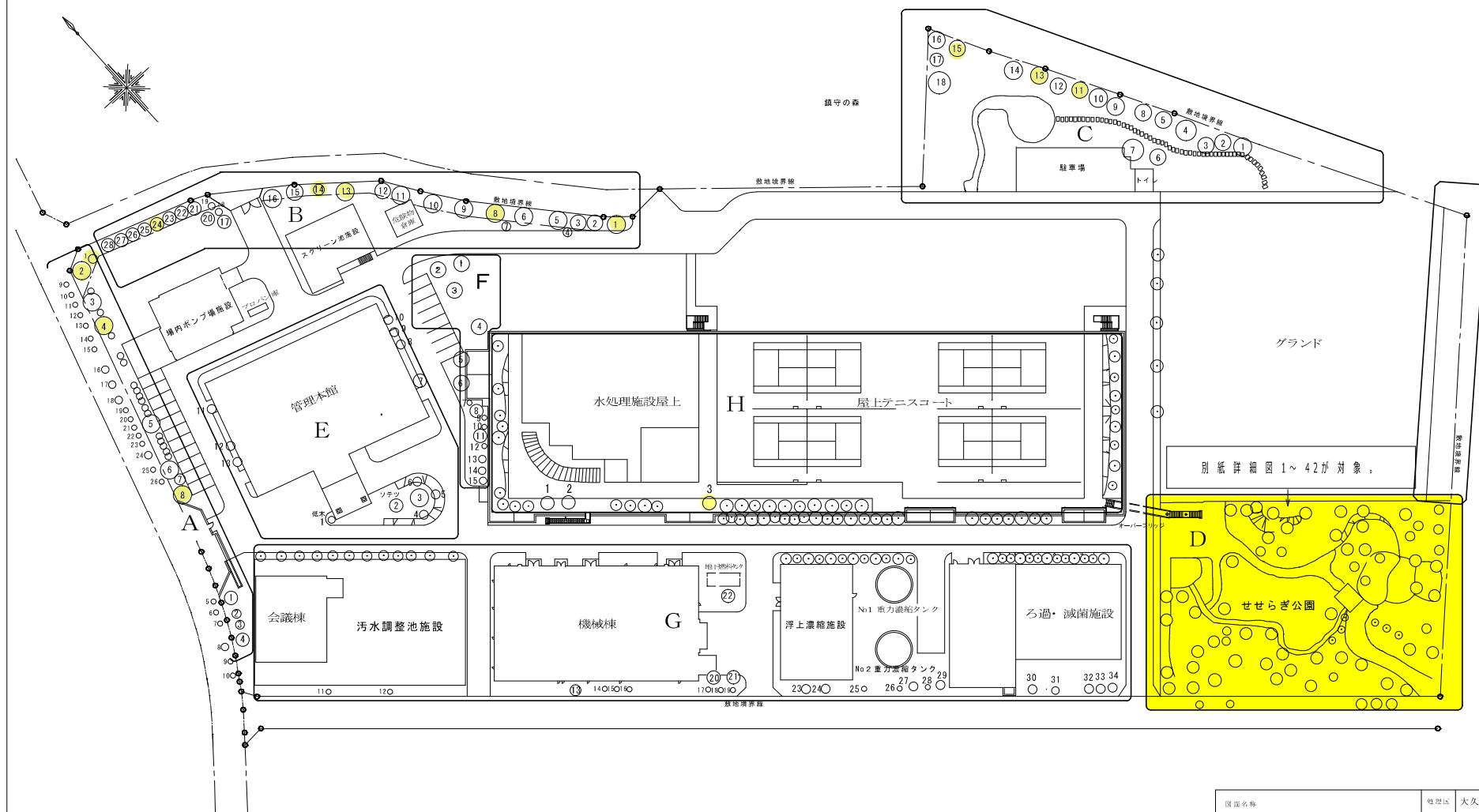
KI-17 C=800 剪定
JK-13 C=50
KI-18 C=950
JK-14 C=450
KI-21 C=870 剪定
KI-22 C=800 剪定
KI-23 C=790 剪定
KI-24 C=800 剪定
KI-25 C=750 剪定
KI-26 C=700 剪定
KI-27 C=740 剪定
KI-28 C=700 剪定
KI-29 C=700 剪定
KI-30 C=650 剪定
KI-31 C=610 剪定
KI-32 C=590 剪定
KI-33 C=720 剪定
KI-34 C=590 剪定
KI-35 C=590 剪定
KI-36 C=700 剪定
KI-37 C=630 剪定

JK-15 C= 低木対象外
JK-16 C= 低木対象外
JK-17 C= 低木対象外
JK-18 C= 低木対象外
JK-19 C= 低木対象外

KI-51 C<90 剪定	KI-56 C<60	KI-61 C<60	KI-66 C<60	KI-71 C<90	KI-76 C<60	KI-81 C<60 剪定	KI-86 C<60	KI-91 C<60	KI-96 C<60
KI-52 C<60 剪定	KI-57 C<90 剪定	KI-62 C<60	KI-67 C<60	KI-72 C<90 剪定	KI-77 C<60	KI-82 C<60	KI-87 C<60 剪定	KI-92 C<60	KI-97 C<60
KI-53 C<90 剪定	KI-58 C<90 剪定	KI-63 C<90 剪定	KI-68 C<60	KI-73 C<90 剪定	KI-78 C<60	KI-83 C<60	KI-88 C<60 剪定	KI-93 C<60	JK-101 C<60 伐採
KI-54 C<60 選定	KI-59 C<60	KI-64 C<60 剪定	KI-69 C<90	KI-74 C<90	KI-79 C<60 剪定	KI-84 C<60	KI-89 C<90 剪定	KI-94 C<60	
KI-55 C<90 剪定	KI-60 C<90 剪定	KI-65 C<90 剪定	KI-70 C<90	KI-75 C<60	KI-80 C<90 剪定	KI-85 C<60	KI-90 C<90	KI-95 C<60	

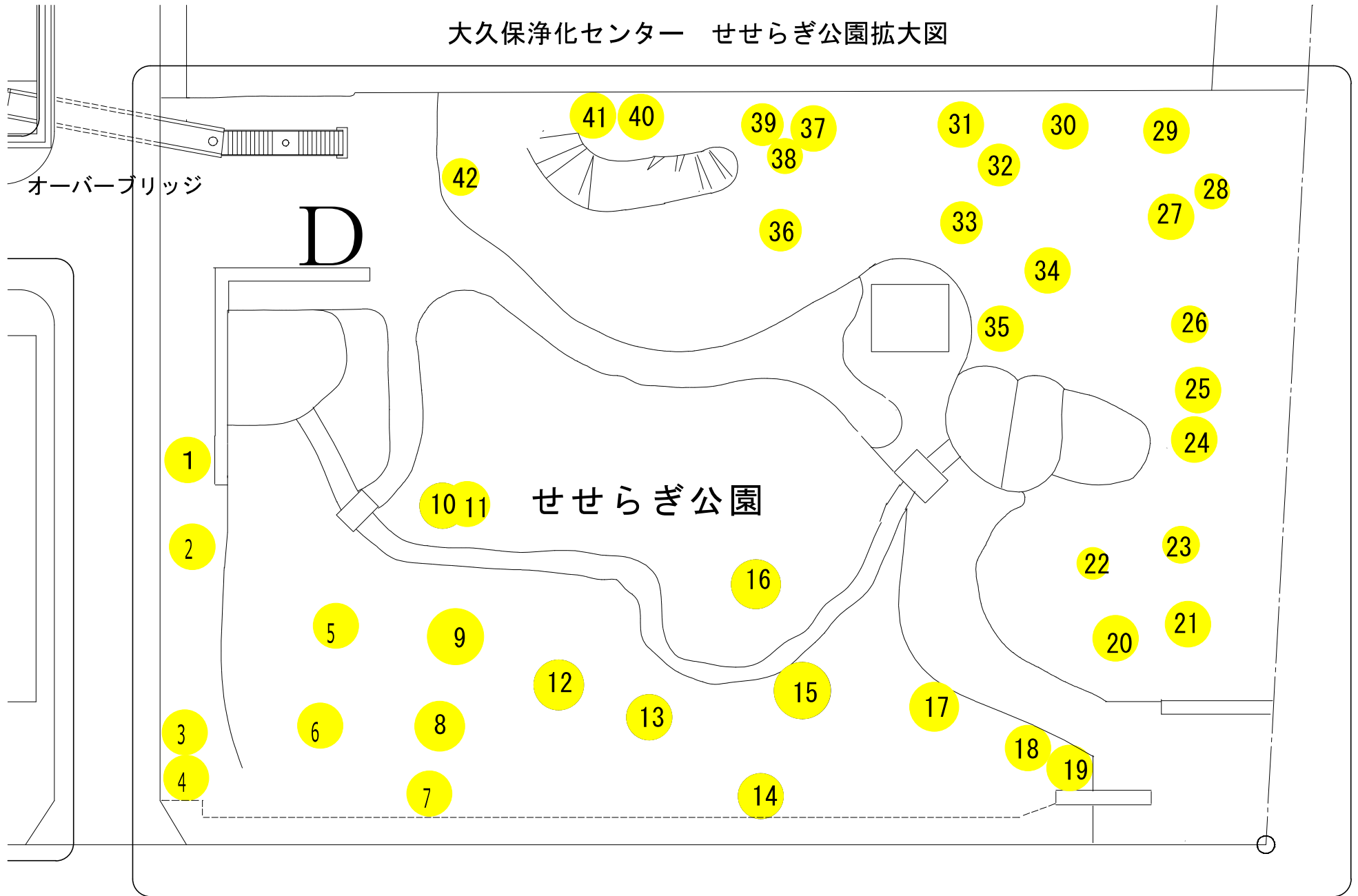
大久保浄化センター

一般平面図



図説名称		処理区	大久保処理区
一般平面図		場所	大久保浄化センター
図面番号		施設	共通
		設備	
縮尺		土構	土木
		図原管理	
 明石市公共下水道 施設図面		下水道部 TEL 078-912-1111	

大久保浄化センター せせらぎ公園拡大図





太久保
浄化センター

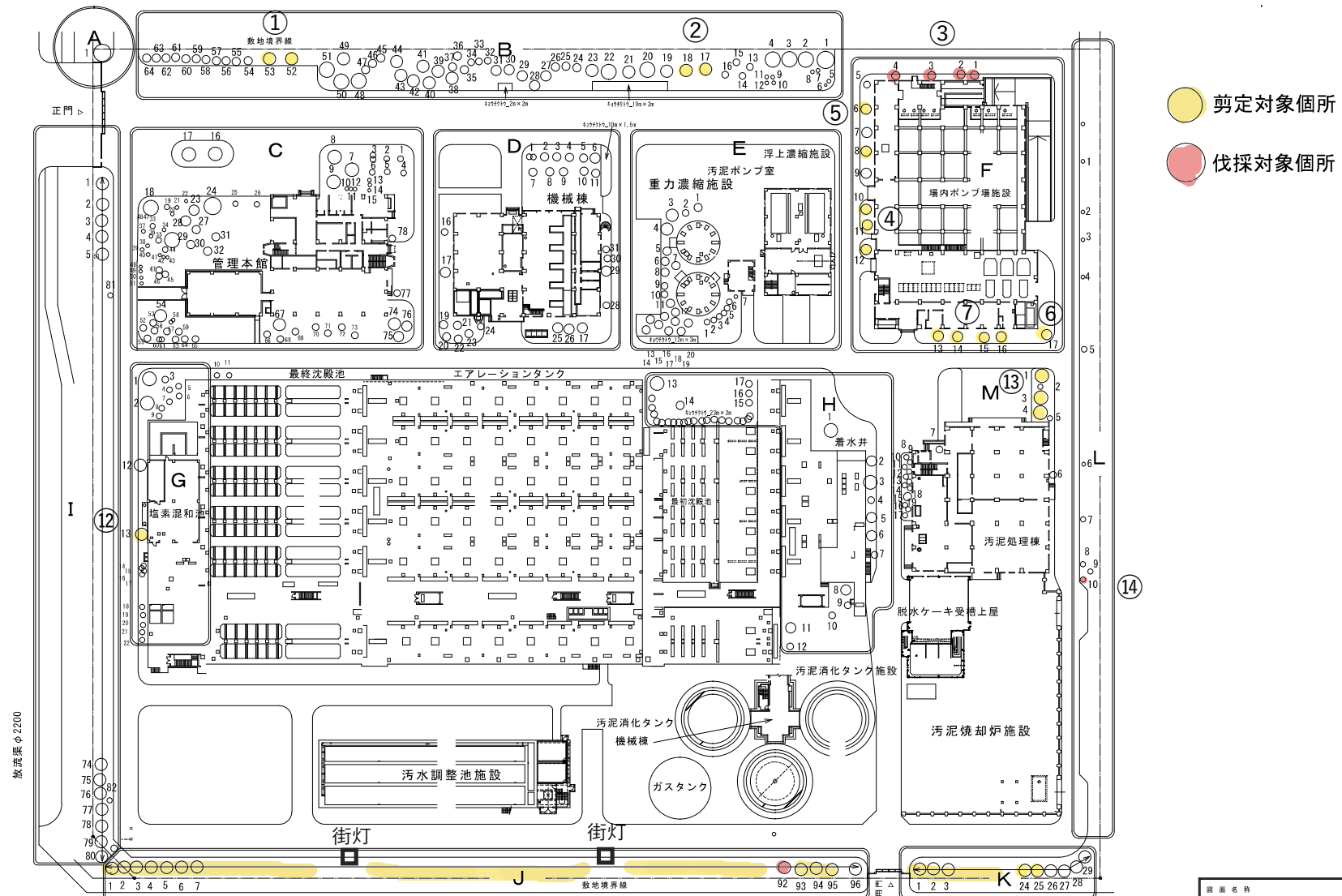
長池・請池の南西側通路土手両区間について、
低木せん定・人力抜根および機械除草
枝葉等の運搬・処分を実施する

長池

請池

明石城西高校

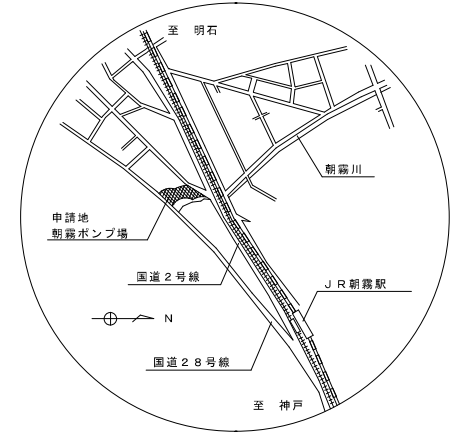
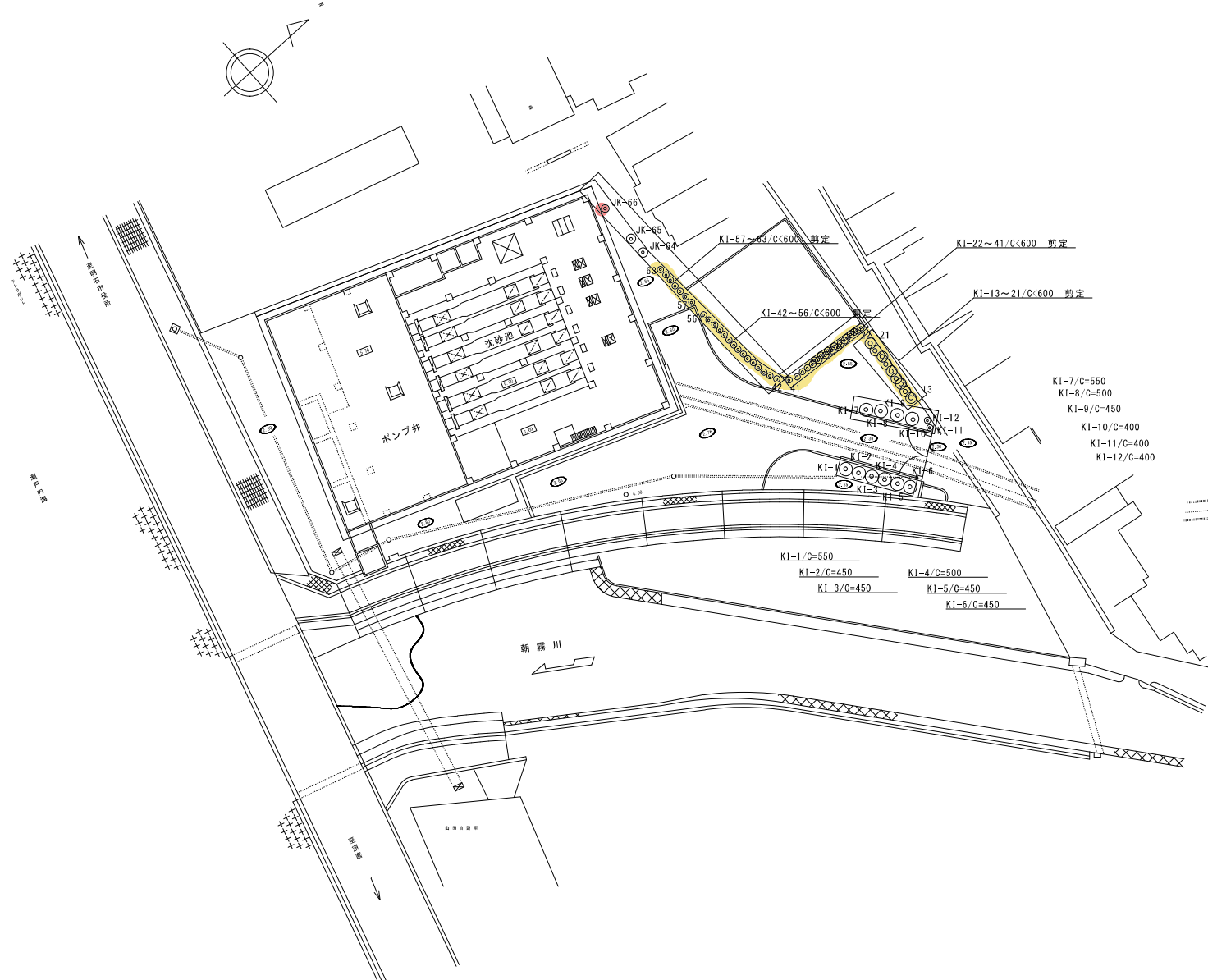
二見浄化センター 一般平面図



- | | | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ⑪ 常緑広葉樹(軽剪定) | ⑩ 常緑広葉樹(軽剪定) | ⑨ 常緑広葉樹(軽剪定) | ⑧ 常緑広葉樹(軽剪定) |
| C<60 14本 | C<60 8本 | C<60 1本 | C<60 1本 |
| C<90 10本 | C<90 15本 | C<90 12本 | C<90 9本 |
| | C<120 2本 | 伐採 | |
| | | C<30 1本 | |

図面名称		処理区	二見処理区
一般平面図		場 所	二見浄化センター
図面 番号		施 設	共 通
		設 備	
縮 尺		工 種	
	原 図 管 理		
	下 水 道 部		
明石市公共下水道 施設図面		TEL 078-934-8861	

朝霧ポンプ場 一般平面図



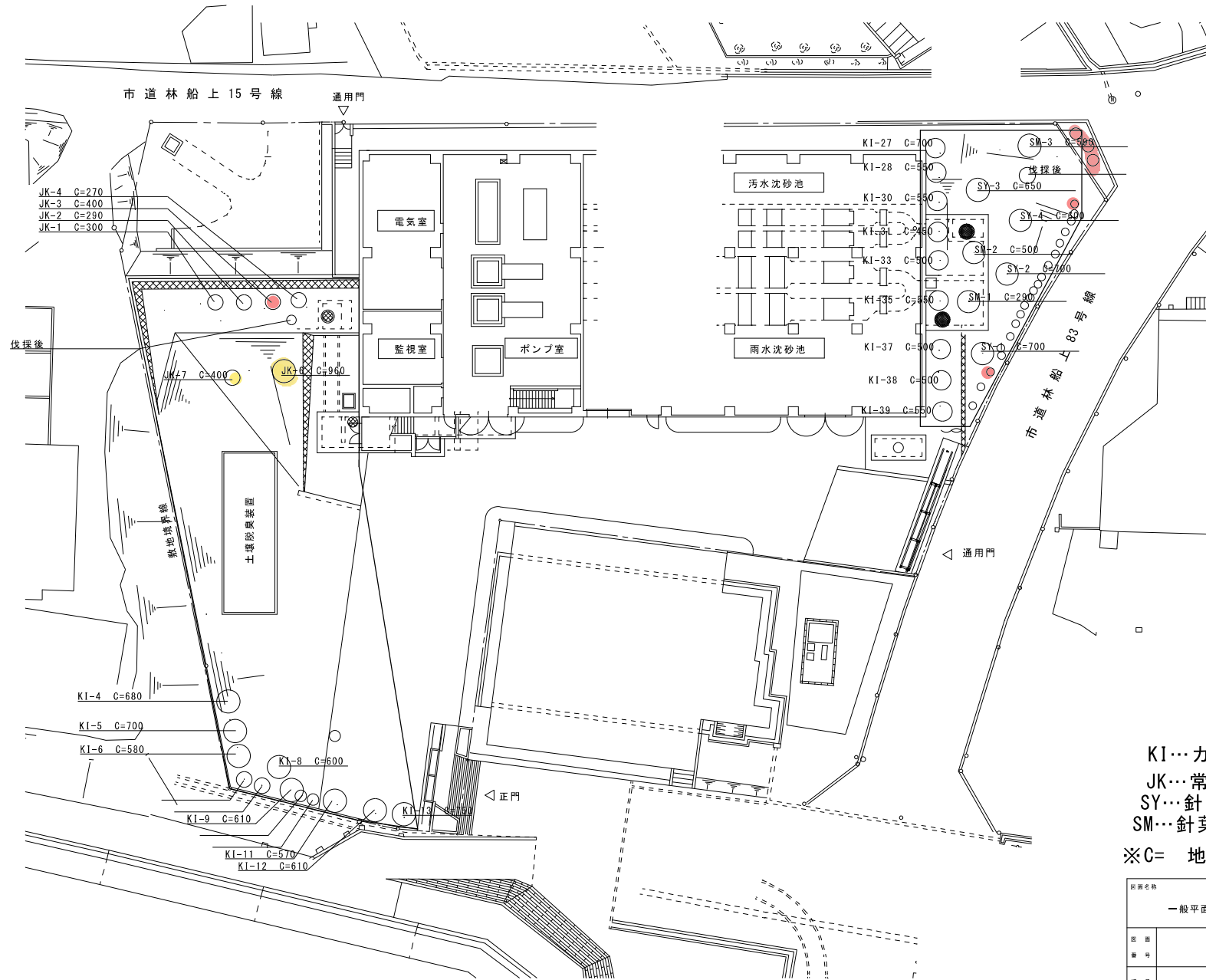
附近案内図

剪定対象 カイツカイブキ C<600 53本

KI…カイツカイブキ
JK…常緑広葉

図面名称			処理区	朝霧処理区
一般平面図			場 所	朝霧ポンプ場
図 面 番 号	2 0		施 設	場内ポンプ場施設
			設 備	
総 尺			工 種	土木
			原図管理	
⦿ 明石市公共下水道 施設図面			下 水 道 部 TEL 078-934-8861	

林ポンプ場 平面図



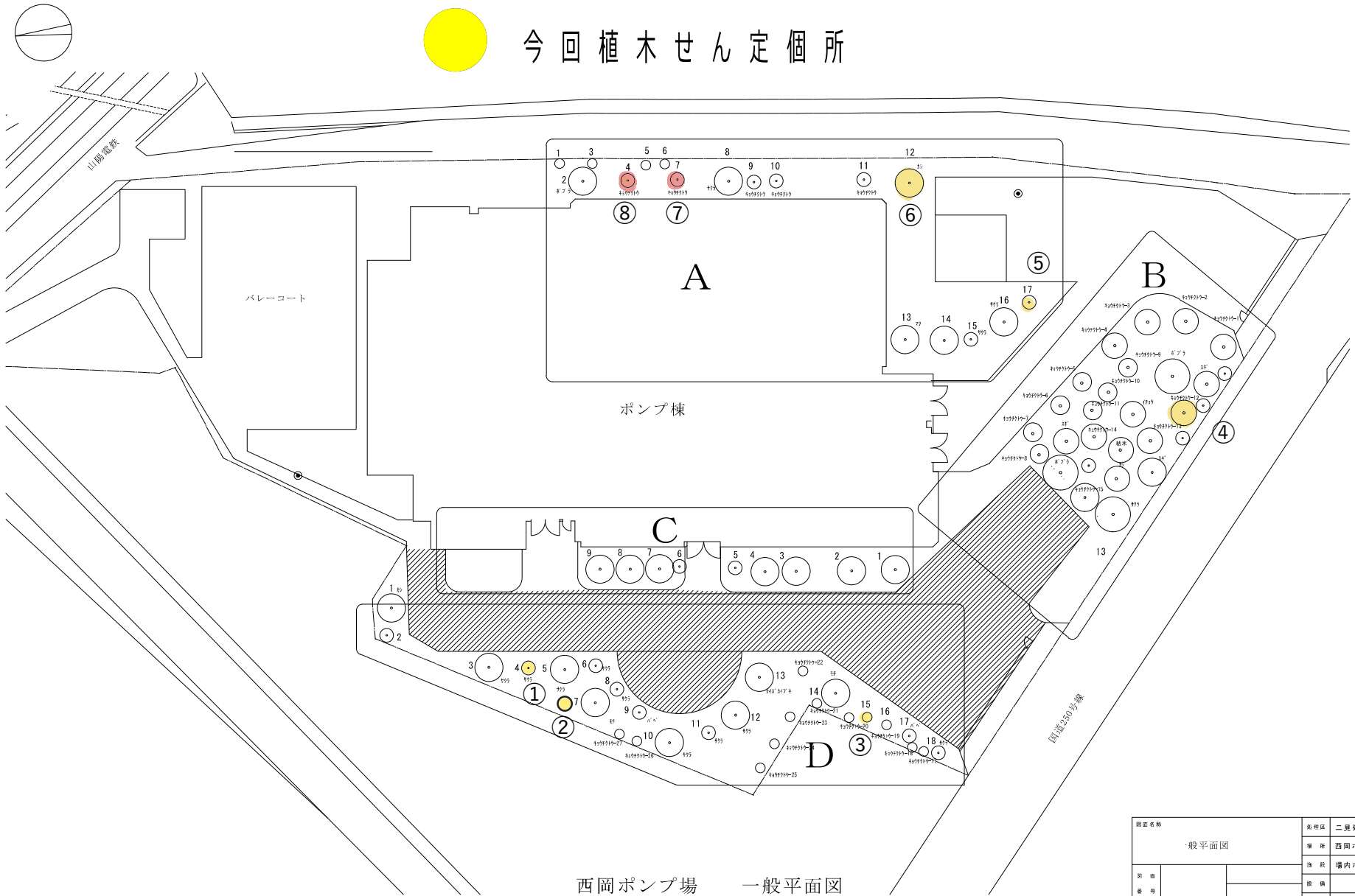
KI…カイヅカイブキ
 JK…常緑広葉
 SY…針葉樹
 SM…針葉樹（松）
 ※C= 地上高1.2mの幹周

図面名称		処理区	船上処理区
一般平面図		場 所	林ポンプ場
図 面 番 号		施 設	ポンプ場
		設 備	
縮 尺		工 程	土木・建築
④ 明石市公共下水道 施設図面		施設管理 下 水 道 部 TEL 078-834-8861	

瀬戸川



今回植木せん定個所



西岡ポンプ場 一般平面図

固定名称		和祥区	二見処理区
一般平面図		場所	西岡ポンプ場
図面 番号		施設	場内ポンプ場施設
		設備	
図尺			
工種		土木	
db 明石市公共下水道 施設図面		図面管理 下 水 道 部 TEL 078-934-8861	

業 務 費 内 訳 書

業 務 名

入札者

商号又は名称

代表者職氏名

⑥

下水道施設植木管理業務委託費（下水道事業）

費 目 / 工 期	種 別 / 細 目	単位	数量	単価	金額	摘要
植木管理業務委託費						
本業務費						
4浄化センター、3ポンプ場ほか	式	1				業務費総括表 1
業務原価						
一般管理費 一般管理費等	式	1				
一般管理費						
業務価格						
消費税等相当額 消費税等相当額等	式	1				業務価格の10%
本業務委託費						

下水道施設植木管理業務委託費（下水道事業）

業務委託費総括表 1-1号						
費目 / 工 期	種 別 / 細 目	単位	数量	単価	金額	摘要
直接業務委託費 (植木管理業務委託)						
朝霧浄化センター (会議棟庭園、浄化センター外含む)		式	1			内訳書A-1
船上浄化センター		式	1			内訳書A-2
大久保浄化センター (せせらぎ公園、長池・請池法面等含む)		式	1			内訳書A-3
二見浄化センター		式	1			内訳書A-4
朝霧ポンプ場		式	1			内訳書A-5
林ポンプ場		式	1			内訳書A-6
西岡ポンプ場		式	1			内訳書A-7
直接業務費						

第A-1号 朝霧T 内訳書						
費 目 / 工 期	種 別 / 細 目	単位	数量	単価	金額	摘要
常緑樹(基本剪定)	幹周:30cm未満	本	2			
常緑樹(基本剪定)	幹周:30cm以上60cm未満	本	2			
常緑樹(基本剪定)	幹周:60cm以上90cm未満	本	1			
常緑樹(基本剪定)	幹周:120cm以上150cm未満	本	1			
樹木伐採(チェーンソー伐り)	幹周:20cm以上30cm未満	本	2			
樹木伐採(チェーンソー伐り)	幹周:90cm以上120cm未満	本	3			
刈込(生垣)	高さ:1.5m以上	m	18			
場外運搬費	2tダンプトラック	時間				
処分費		t				
計(直接業務費)						

第A-2号 船上T 内訳書						
費 目 / 工 期	単位	数量		単価	金額	摘要
種 別 / 細 目						
常緑樹(基本剪定)						
幹周:30cm以上60cm未満	本	6				
カイズカイズキ						
幹周:30cm以上60cm未満	本	17				
カイズカイズキ						
幹周:60cm以上90cm未満	本	28				
樹木伐採(チェーンソー伐り)						
幹周:20cm以上30cm未満	本	2				
樹木伐採(チェーンソー伐り)						
幹周:30cm以上60cm未満	本	2				
刈込(生垣)						
高さ:1.5m以上	m	52				
場外運搬費						
2tダンプトラック	時間					
処分費	t					
計(直接業務費)						

第A-3-1号 大久保T 内訳書						
費 目 / 工 期	種 別 / 細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
常緑樹(基本剪定)						
幹周:30cm未満	本	1				
常緑樹(基本剪定)						
幹周:30cm以上60cm未満	本	6				
常緑樹(基本剪定)						
幹周:60cm以上90cm未満	本	5				
常緑樹(基本剪定)						
幹周:90cm以上120cm未満	本	7				
常緑樹(基本剪定)						
幹周:120cm以上150cm未満	本	2				
落葉樹(基本剪定)						
幹周:30cm未満	本	1				
落葉樹(基本剪定)						
幹周:30cm以上60cm未満	本	16				
落葉樹(基本剪定)						
幹周:60cm以上90cm未満	本	11				
落葉樹(基本剪定)						
幹周:90cm以上120cm未満	本	10				
苧込(寄植)						
低木(長池800㎡・請池500㎡)シャリンバイ	㎡	1300				
人力除草	㎡	650				
機械除草 I	㎡	650				
集積、積込み・運搬	㎡	1300				
場外運搬費 2tダンプトラック	時間					
処分費	t					
計(直接業務費)						

第A-4-1号 二見T 内訳書						
費 目 / 工 期	種 別 / 細 目	単位	数量	単価	金額	摘要
落葉樹(基本剪定)						
幹周:60cm以上90cm未満	本	11				
落葉樹(基本剪定)						
幹周:90cm以上120cm未満	本	6				
針葉樹(基本剪定)						
幹周:120cm以上150cm未満	本	1				
常緑樹(軽剪定)						
幹周:30cm以上60cm未満	本	24				
常緑樹(軽剪定)						
幹周:60cm以上90cm未満	本	46				
常緑樹(軽剪定)						
幹周:90cm以上120cm未満	本	2				
樹木伐採(チェーンソー伐り)						
幹周:20cm以上30cm未満	本	3				
樹木伐採(チェーンソー伐り)						
幹周:30cm以上60cm未満	本	3				
場外運搬費						
2tダンプトラック	時間					
処分費	t					
計(直接業務費)						

第A-5-1号 朝霧P 内訳書							
費 目 / 工 期	種 別 / 細 目	単位	数量		単価	金額	摘要
カイズカイズキ							
幹周:30cm以上60cm未満		本	51				
樹木伐採(チェンソー伐り)							
幹周:20cm以上30cm未満		本	1				
場外運搬費							
2tダンプトラック		時間					
処分費		t					
計(直接業務費)							

第A-6-1号 林P 内訳書						
費 目 / 工 期	種 別 / 細 目	単位	数量	単価	金額	摘要
常緑樹(基本剪定)	幹周:30cm以上60cm未満	本	1			
常緑樹(基本剪定)	幹周:90cm以上120cm未満	本	1			
樹木伐採(チェーンソー伐り)	幹周:20cm以上30cm未満	本	4			
樹木伐採(チェーンソー伐り)	幹周:30cm以上60cm未満	本	2			
場外運搬費	2tダンプトラック	時間				
処分費		t				
計(直接業務費)						

第A-7-1号 西岡P 内訳書						
費 目 / 工 期	種 別 / 細 目	単位	数量	単価	金額	摘要
常緑樹(基本剪定)	幹周:30cm以上60cm未満	本	1			
常緑樹(基本剪定)	幹周:60cm以上90cm未満	本	2			
常緑樹(基本剪定)	幹周:90cm以上120cm未満	本	2			
常緑樹(基本剪定)	幹周:150cm以上180cm未満	本	1			
キョウチクトウ抜根		本	2			
場外運搬費	2tダンプトラック	時間				
処分費		t				
計(直接業務費)						